## 者 都道府県知事 指定都市市長

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」の一部改正について

特別児童扶養手当の障害程度の認定については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「本通知」という。)により実施されているところであるが、今般、眼の認定基準について近年の医学的知見等を踏まえ、別紙のとおり本通知の一部を改正し、令和4年4月1日から適用することとしたので、通知する。

ついては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)及び関係機関に対して周知をお願いする。

なお、令和4年4月1日以降においては、本通知により改正された特別児童扶養手当認定診断書に基づき障害程度の認定を行う必要があるので、その取扱いに遺漏なきようお願いする。